

11/14から

## 市税を滞納されているお宅へ市の職員が訪問します

市税は、市民のみなさんの福祉、教育、環境整備などの貴重な財源です。この市税収入を確保するため、税收確保対策として市の職員が各戸を回り、未納となっている税の徴収を行うこととしました。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

### 実施期間

- 11月14日(土)～12月4日(金)
- 平成22年1月16日(土)～2月5日(金)

実施期間中は平日のみでなく、土・日曜日、祝日、夜間にも伺います。

### 職員は身分証明書を携帯しています

市の職員は、必ず市の身分証明書と徴税吏員証を携帯しています。不審な点などがありましたら、提示を求めてご確認ください。

### 納税が困難な方

ご家庭の事情などで早期の納税が困難な方は、収納促進課にご相談ください。



納税がお済みでない場合は、最寄りの金融機関などで納税してください。

## 納税通知書を紛失してしまったら??

**Q** 平成21年度分の納税通知書を受け取り、市・県民税第2期分を納めようとしたところ紛失してしまいました。そのままにしておいたら、督促状が届いてしまいました。どうしたらよいのでしょうか。

**A** ■第3期以降の支払いもありますので、至急、市民税課の窓口にお越しいただくご連絡ください。納付書を再発行します。再発行された納付書で、市役所、支所、川口駅前行政センターおよび金融機関で納めてください。

■督促状を持参いただければその期の分に限り、市役所、支所、川口駅前行政センターおよび金融機関で納めることができます。

■駅連絡室、市内各公民館、ゆうちょ銀行・郵便局およびコンビニでは納期限を過ぎたものは取り扱うことができませんのでご注意ください。



# 市税の税收確保対策を実施します